

# 飼料生産組織 (コントラクター、TMRセンター※)の 人材確保・育成を支援します

※飼料を購入して混合、  
配送のみしている法人は対象外です。

## ○J T研修や免許・資格の取得をサポート

### I

## 助成の内容

### 1. 人材確保・育成支援

飼料生産組織がオペレーターの確保及び育成に向けて行う採用活動、実践的な研修等に対する支援です。

①採用活動（旅費、参加負担金等）

採用者1人につき上限 **30万円**

②研修活動：実践的な研修（OJT）

採用者1人につき上限 **60万円**

### 2. 免許取得・資格取得支援

飼料生産組織が正社員の大型自動車免許、大型特殊自動車免許、けん引免許等の免許、農業機械整備技能士等の資格の取得費用を負担する場合の支援です。

①大型自動車免許、大型特殊自動車免許、けん引免許等の取得

入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代、検定料、卒業証明書交付手数料等が助成対象となります。

取得者1人につき上限 **20万円**

②農業機械整備技能士等の資格取得

講習会受講費、テキスト代、受検手数料等が助成対象となります。

取得者1人につき上限 **1万円**

## II

# 主な要件

## 1. 基本の要件

支援対象となる従業員は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 令和6年4月1日時点で55歳以下で、支援終了後も飼料生産業務を継続する意思を有すること。
- ② 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結し、事業終了までの間に3か月以上の期間雇用すること。
- ③ 主に飼料の生産（当該飼料の加工・販売を含む。）に関する業務に従事すること。
- ④ 原則として飼料生産組織の代表者の親族（3親等以内）でないこと。
- ⑤ 1週間の所定労働時間が年間平均30時間以上であること。  
（育児・介護短時間勤務や障がい者の場合は20時間以上で可）
- ⑥ 雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険に加入させること。

## 2. 取組内容別の要件

### （1）人材確保・育成支援の主な要件

採用、研修にかかる要件は

#### 1) 飼料生産組織について

- ① 就農に必要な技術を習得させる実践的な研修を実施できること。
- ② 支援対象となる従業員の雇用を事由として、他に国による人件費、雇用奨励金、研修への助成等を受けていないこと。
- ③ 経営体が現に経営開始資金等を受給中ではないこと。
- ④ 過去に雇用及び研修に関して、法令違反や農の雇用事業等での不正等のトラブルがないこと。

#### 2) 支援対象となる従業員について

- ① 支援対象となる従業員は令和6年4月1日までに、採用されてから1年未満（令和5年4月1日以降の正社員採用者）であり、それ以前にこの飼料生産組織との間で正社員としての雇用契約関係がないこと。
- ② 過去に飼料生産に従事した期間が5年以内であること。
- ③ 支援対象となる従業員が、過去に雇用就農資金、農の雇用事業等、就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。
- ④ 研修について本事業と重複する国の助成を受けていないこと。

### （2）免許取得・資格取得支援の主な要件

- ① 免許又は資格取得後3年以上は飼料生産作業に従事すること。
- ② 飼料生産組織がその費用を負担していること。
- ③ この免許又は資格の取得に関して国による他の事業の助成を受けていないこと。
- ④ この免許及び資格について取消処分等を受けたことがないこと。

## 1. 応募に必要な書類

## (1) 事業参加申込書

取組内容に応じて、必要な添付書類が異なります。

① 採用活動：採用計画、労働条件等を記載

② 研修活動：研修計画、研修対象者の概要

(氏名、生年月日、農業経験の有無、社会保険の適用の有無、履歴書等)

※本事業で採用予定の者への研修は、この限りでない

③ 免許・資格の取得：取得計画、取得者の概要

(②に加え、免許・資格取り消し処分等の有無)

## (2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス「みどりのチェックシート」

## (3) 就業規則（常時 10 人以上の従業員がいる場合）

## 2. 事業の大まかな流れ

R6年

R7年

6月中旬～  
(2週間程度)

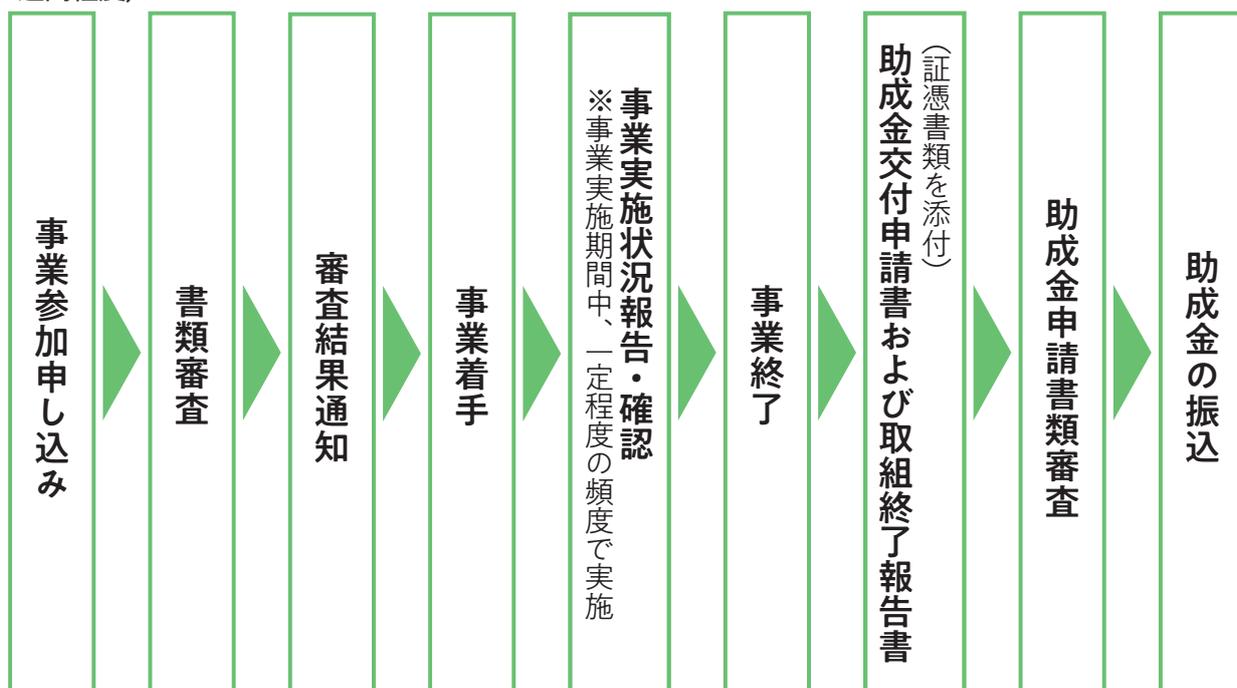
6月下旬

7月～

～12月末

～1月末

2月



### 3. よくある質問と答え

**問1** 大型特殊やけん引の免許は農耕車限定と限定のないものの両方がありますが、いずれも対象となりますか。限定解除の試験はどうですか。

**答** 通常の農業には農耕車限定でも十分でしょうが、コントラクター等では飼料運搬、販売のため必要と考え、限定のない免許も助成対象とします。限定解除も可能です。

**問2** 農業機械整備技能士等とありますが、県知事認定の農業機械士の資格は支援対象となりますか。

**答** 本事業では県知事認定の農業機械士も支援対象となります。助成金申請書には知事の認定証と領収書を添付して下さい。

**問3** 採用活動への助成を希望しますが、現段階では採用者の氏名や年齢等が不明です。事業参加申込書への記載はどうすればいいですか？

**答** 現段階では氏名等は空欄のままで結構です。見込まれる費用や募集の方法、かかる費用等をご記入の上申請して下さい。採用が決定した段階で所定の様式でご報告いただくこととなります。

**問4** 免許や資格の取得への助成は、新たに正職員となった従業員だけですか？

**答** 免許や資格の取得への助成は、新たに正職員となった従業員だけでなく、令和5年4月1日より前に正社員であった55歳以下の者も対象となります。

**問5** 支援を受けるには新人の採用活動、研修活動、免許・資格の取得を全て行う必要がありますか。

**答** いずれか一つの実施でも可能です。ただ、応募多数の場合に、人材の確保から育成まで、より一体的に取り組む計画を優先して採択する可能性があります。

### 4. 応募方法等について

(1) 応募方法等については、以下のHPよりご確認下さい。

<https://www.nca.or.jp/support/farmers/siryo.html>

(2) 申請先・申請方法については、下記あてに、原則電子メールで申請して下さい。

全国農業会議所 経営・人材対策部（農業人材セクション）  
●申請メールアドレス：siryo@nca.or.jp

(3) 本事業の要件、申請方法、その他事業の内容等に関する問い合わせは、下記の本事業専用電話をお願いします。

●問い合わせ先：090-9725-3965（受託機関：（株）ジーステラ エンタープライズ）